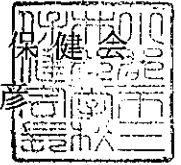




平成23年3月4日

小郡三井医師会 会長 様

小郡市三井郡学校保健会
会長 佐々木 一彦



小郡市三井郡学校保健会評議員の推薦について（依頼）

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市郡の教育行政につきまして、ご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件のとおり、別紙により小郡市三井郡学校保健会の評議員として貴会会員を4名推薦していただきたく、ご依頼申し上げます。

なお、役員の任期は、小郡市三井郡学校保健会会則第12条により任期は2年間となっておりますので申し添えます。

平成 2 3 年 月 日

推 薦 書

小郡市三井郡学校保健会
会 長 殿

団体名 小郡三井医師会
代表者 会長 蒲池 壽

下記の者を小郡市三井郡学校保健会の評議員に推薦します。

- 勤務先 ()
氏 名 ()
- 勤務先 ()
氏 名 ()
- 勤務先 ()
氏 名 ()
- 勤務先 ()
氏 名 ()

平成22年度 評 議 員

	全 体	小 郡 市	久留米市北野地域	大刀洗町	人 数
学 校 医	佐々木一彦	福富 稔明	松行 眞門	柳 純二	4
学校歯科医		井上 恭輔	古賀 隆則	後藤 泉	2
学校薬剤師		長尾 光益	中園 明	内野 泰治	3
教育委員長		安部ミチ子	平野 実	長野 和夫	3
教 育 長		清武 輝	堤 正則	倉鍵 君明	3
小 学 校 長		是永 和一 (東野小) 林田 一徳 (味坂小)	山崎 和子 (弓削小) 野口 千恵 (大城小)	藤田利津子 (本郷小) 三笠 功二 (菊池小)	6
中 学 校 長	中村 裕 (大原中)	堀田 秀茂 (大刀洗中)	松井 直一 (北野中)		3
保 健 主 事	(小) 矢野久美子(味坂小)	(中) 波多江かおり(大刀洗中)			2
養 護 教 諭	(小) 大塚 和子(本郷小)	(中) 薦田 和子(宝城中)			2
P T A	(小) 久保山伸一郎(立石小)	(中) 讃井 勝利(大原中)			2
北筑後保健 福祉環境事務所	松尾 美智代 (保健監)				1
教育事務所 小郡市教育委員会	岩城 一磨 (北筑後教育事務所)	野田 和明 (小郡市教育委員会)	工藤 正則 (小郡市教育委員会)		3
事 務 局	平田 敬介 (本郷小)				1
計					36

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において、別に定める基準により、評議員のうちから選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(評議員)

第9条 この会に、評議員をおく。

2. 評議員は、総会において、別に定める基準により、若干名を選任する。

3. 評議員は、評議員会を構成し、重要事項を審議する。

(職員)

第10条 この会に職員をおく。

2. 職員は2名とし、会長が委嘱する。

3. 職員は庶務会計を掌る。

(顧問)

第11条 この会に、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の諮問に応じて意見をのべることができる。

(任期)

第12条 役員、評議員及び職員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 官公職にあって委嘱されたものの任期は、その在任期間とする。但し、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会 議

(種別及び開催)

第13条 この会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

2. 定期総会は毎年6月に開催する。

3. 理事会及び評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(構成)

第14条 総会は、第5条の組織構成員をもって構成する。

2. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3. 評議員会は、評議員をもって構成する。

(機能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1)事業報告及び決算の承認

(2)事業計画及び予算の決定

(3)その他、この会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、次の事項を執行する。

(1)総会で議決された事項

(2)総会に付議すべき事項の立案

(3)その他、会務に関する事項

3. 評議員会は次の事項を審議する。

(1)総会の委任事項

(2)緊急な重要事項